

○金沢大学資料館紀要編集要項

令和4年度第1回資料館委員会了承

(趣旨)

第1条 この要項は、金沢大学資料館紀要（以下「紀要」という。）の編集に必要な基本的事項を定めるものとする。

(編集委員会)

第2条 紀要を編集するため、金沢大学資料館（以下「資料館」という。）に資料館紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 資料館長

(2) 資料館部門長

(3) 資料館委員会及び資料館研究員から、資料館長が選出した委員 若干人

3 委員会に委員長を置き、資料館長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を行う。

5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 掲載する原稿を決定すること。

(2) 掲載予定の原稿について、内容を調整するため、執筆者と協議すること。

(紀要の内容)

第4条 紀要是、次に掲げる資料に関する論考、研究ノート、調査報告、資料紹介等（以下「論文等」という。）を掲載するものとする。

(1) 資料館蔵資料又は金沢大学（以下「本学」という。）が所有する資料

(2) 本学における学術研究・教育を目的として収集された資料

(3) 本学における学術研究・教育の結果生み出された資料

(4) 本学の歴史に関わる資料

(論文等の投稿)

第5条 紀要に論文等を投稿できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本学の役員及び職員（非常勤職員を含む）

(2) 本学の大学院生

(3) 資料館客員研究員

(4) その他前各号に準ずる者として委員会が認めたもの

- 2 原稿は、別に定める「金沢大学資料館紀要執筆に関する取扱い」に従い提出するものとし、論文等投稿者の氏名、所属（職名その他を含む。）及び連絡先を付記するものとする。
- 3 原稿は、原則として未発表のものに限る。
- 4 原稿は、日本語又は英語で表記するものとする。
(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、紀要編集等に必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年11月30日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。